

## 平成18年度第6回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年9月20日(水)  
開会時間 午前 9時30分  
閉会時間 午前10時48分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 澤 愛 子 委員長  
原 田 義 彦 委員長職務代理者  
石 塚 洋 委員  
清 田 義 弘 委員  
渡 邊 修 司 教育長  
鈴 木 一 男 教育次長  
熊 澤 久 学校教育課長  
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長  
戸 村 豊 茂 図書館長  
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 6名

### (開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴者が入室し、再開した。

### (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

### 議案第15号 大磯町立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の制定について、補足説明をさせていただきます。説明資料1ページをご覧ください。

学校教育法施行令、昭和28年政令第340号及び大磯町の学校教育施行規則、平成元年大磯町教育委員会規則第1号により就学すべき町立小学校又は中学校の指定については教育委員会が就学予定者の保護者に就学通知をもって行うとなっております。

今まで、大磯町は昭和29年の大磯・国府両町の合併以来、大磯・国府それぞれに、小学校・中学校があるということで、あえて小学校・中学校の

通学区域の明文化を行っていませんでした。将来は学校選択性など課題もありますので、ここではっきりと通学区域を規則として制定するものでございます。

なお、通学区域は現在の状況と同じもので、東地区と西地区の境界は切り通しで、それぞれの住所の大字で明文化しております。

以上でございます。

(質疑応答)

石塚委員) この通学区域というのは、例年と相違ないと思うのですが、今までの間で通学区域について、保護者並びに児童生徒から不都合の声があったかどうかお聞かせください。

学校教育課長) 特に不都合というような話は頂いておりませんが、昨年度特に子どもたちの状況によりまして、どうしても、東を指定されたけれど、西の方が。西を指定されたけれど、東の方へ通いたいというようなことがあった場合においては、教育委員会の方で事情によっては対応するというような話を小中学校の新入学説明会でさせて頂いております。

近年、特に中学校の場合は、部活動の問題がございまして、片方の学校に入りたい部が無いという場合については、慎重に検討して、必要ならば対応するという事を学校長にお願いして、説明会で教育委員会からのお話ということでさせて頂きましたが、昨年度に限っては、そのような申し立ては1件もございませんでした。

石塚委員) そういった個々の申し立ては、融通が利くということによろしいですか。

教育長) 基本的に通学区は、法律によって指定しなければいけないことになっておりますので、基本は、その地域の子どもは、その地域の小学校や中学校に通学することになっております。けれど、現実問題として、いじめや不登校の問題とか、今問題になっておりますのは、部活動の問題で、片方にあるけれど、片方には無い場合、どうしてもやりたい部活動をしたいというような場合には、柔軟に対応していこうという形になっている訳です。

基本は、法律によって原則は決められている訳です。

原田委員) 条文の方になるのですが、第3条と第4条で「就学することについて、教育長が特別の理由があると」とありますが、「教育委員会が」としておいた方がよろしいのではないかと思うのですが。

学校教育課長) 委員ご指摘のとおり平成18年1月の保護者向けの説明会で、内規ということで「教育委員会が」というようなことを申し上げましたが、最終的に教育長の専決というのがあって、周辺の市町村がすべて「教育長」ということになっておりました。文書の指示もありまして、周辺と同じような歩調を取った方がいいのではないかという話を頂いておりますので、このような文章に変えさせて頂いております。

原田委員) 学校教育法施行細則、平成元年大磯町教育委員会規則第1号の中に、「教育長が」というような文言が出てこなかったのも、お聞きしました。

清田委員) 第4条の最後のところに「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。」ということで、事前にとということではなくて、その

都度ということですか。

委員長) そのように受け止められますが、如何ですか。

学校教育課長) 先程も申し上げましたとおり、必要な事項ということで、全国的には、昭和60年頃からいじめとか不登校についての対応は充分にするようにと、国から通達が出ておりました、それ以外に、先程申し上げました部活動等で、どうしても指定された学校でない学校について、町内での異動について具体を聞いて、それに応じて教育長の方で決めるということで、今回1月の内規的などころで紹介いたしましたように、部活動等で片一方にあって、片方に無いというようなことが、内規的に定めているということで、今後どのようなことが出てくるかは分かりませんが、そのような場合には柔軟に対応するという事です。ただ、具体的には教育委員会の委員の合議の中で、話題にされるということはあると思います。

教育長) この辺は微妙なところがありまして、各保護者と当該の生徒ないし児童との話し合いが積み重なってきます。「教育委員会」とすると一つひとつの案件の承認をもらっていかねばならないということになってしまいます。教育長はかなり専決的な対応をするという内容になっているのは、そういう意味でして、全体の基本方針は学区制を守りますが、柔軟に部活動・不登校については、対応していくということで、基本方針は教育委員会で決めてもらいますが、個別的な事例については、ある程度教育長が委任されて、柔軟に対応していくためにこういった形を取らせて頂いております。ですからこれを教育委員会にしてしまえば、個々の事項について教育委員会に諮ってということになりますから、時間的な問題もありますので、このような文章になったと思います。この辺は教育委員さんの意見で決めていただきたいと思います。

委員長) 委任というふうになっている訳ですね。驚いたのは学区が明文化されていないという状況が、理解できなかつたです。大磯町については、明文化されていなかったけれども、地域がはっきりしているので、問題なく過ぎてきたが、ここで明文化しておこうというのは当然だと思います。現在の状況を踏まえて柔軟な対応をできる部分も明文化しておこうというのが、今の時点の規則化だと思いますが、書き方としてこれでよろしいかというのがあると思いますが、入学のときに一度その学校に決まったら、卒業までそこにいるということですね。

教育長) 基本的にはそうですが、個別的に色々問題が起きますので、保護者から教育委員会に相談があった場合、事情に応じて、変更ということもありうる訳です。ケースによっては地教委段階を超えての交渉もあり得るということです。

委員長) それでは、更なるご質問ご意見がありますか。

石塚委員) 質問ではありませんが、最近の新聞・テレビで将来の教育改革の中に教育バウチャー制度という言葉が出てきますが、バウチャーというのは英語なのか何なのか調べてみますと、これという当てはまる文字が無くてお聞きしたいのですが、バウチャーというのは、VOUCHERのバウチャーなので、保証人とか、利用券制度というのでも出てきますが、委員長お分か

りでしたら教えて頂きたいのですが、英語の言葉がこれかなというのが分からないし、新聞の解説を見ても英語版は出ていないので、分かったら後で結構ですので、教えて頂きたいと思います。

教育長) バウチャーに関しては、現在自民党の総裁選の候補の方が主張されていて、現在チリでは実践されていて、イギリスでも実際実行されている訳です。それで、色々な評価が分かれているところなのですが、一種のクーポン券制度と言ってもいいと思います。例えば一人当たり30万円のクーポンを与えて、人が集まるところにはお金がたくさん集まって、人が集まらないところには金が来ない。という形で、お互いに競争の観点から全体の学力向上を図るという手法の一つなのです。これは賛成・反対の意見が色々あるのですが、競争の原理を働かせることによって学校を活性化して、学力を向上させようという意図が世界の各地で行われている訳です。もしこれが実施されますとかなり大きなインパクトになると思います。従来の制度が一気に吹っ飛びますし、国立・私立・公立それから学区を含めて、一気に大きな変革が教育界にもたらされる可能性を持っていると思います。それについて賛成・反対の方々がおりまして、自民党の総裁選の中でも賛成・反対があるのが現状です。

委員長) 大磯町に住んでいる人が、別の公立に希望することも可能な訳ですね。

教育長) そういう可能性もあります。制度にもよりますが、できる制度によって従来の学校教育法と施行令というのを根本的に変えていく可能性もあります。まだ具体的になっておりませんので、何とも言えませんけれど。

委員長) 規則に明文化されていないというのが、大磯町の状況ですので、文面上ではこのままでまいるということによろしいでしょうか。それでは、議案第15号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第15号については、原案どおり承認いたします。

## 協議事項第1号 大磯町立幼稚園の今後の方向性について

学校教育課長) 協議事項第1号 大磯町立幼稚園の今後の方向性につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

協議して頂きたい内容は、小磯幼稚園の統合に関わることでございます。

資料の最後のページをご覧ください。平成17年11月に出しました通知におきまして、小磯幼稚園は平成20年度までは現状で存続し、平成21年度には大磯幼稚園に統合するという方向性をお示しいたしました。

この文章の中で、これは、あくまでも方向性であり、今後、運営形態や預かり保育等の諸問題について保護者や地域の皆様方と話し合いを進め、そのための変更も想定されると述べております。

基本的には平成21年度より大磯幼稚園に統合する予定と考えてきましたが、当初想定いたしました園児数の変化が横這いもしくは漸減という状

況が、マンションの開発などにより変わることも予想されます。

詳細につきましては、お手元の資料をご覧ください。西小磯町屋のマンション建設計画は、小磯幼稚園の園区に101戸の集合住宅を平成19年9月に完成予定となっております。

この資料は業者の届け出による資料でございますので、具体的にはわかりません。

また、これとは別に、大磯幼稚園の近くにも予定されているようですが、この内容については、はっきりしておりません。

平成19年度の幼稚園入園説明会が10月3日より予定されております。その折、9時30分からは在園児保護者への説明、10時30分からは、新入園保護者への説明をそれぞれの幼稚園で行いますので、小磯幼稚園の方向性について、ご協議いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

教育長) それを受けて補足説明をさせていただきます。開発構想届出書の日付けを見て頂きたいのですが、9月4日になっていると思っております。幼稚園改革検討委員会というのを昨年立ち上げて、本年度もやっているのですが、第2回目が8月21日に開かれまして、本当はこの時までにはこのマンション開発構想の届け出があれば検討委員会で検討して頂いてから今回の教育委員会という手続を踏むことができたのですが、9月4日に出されましたので、それができませんでした。

第3回目の幼稚園教育改革検討委員会が10月11日を予定しておりますので、この間空いてしまったので、10月上旬の段階で、具体的には3日から6日までの間に大磯・小磯・国府・月京という順で幼稚園の来年度の入園説明会を実施しますので、そうすると昨年出した結論といいますか、幼稚園教育検討委員会を出してきた結論である「平成20年度までは存続するけれど、21年度から小磯は大磯に統合していく」という基本的な方向性が、3歳児教育の場合には21年度にかかってしまう訳です。従って10月上旬の段階で3歳児に入る保護者に対して、21年度はどうなるかということを中心に説明する責任が教育委員会にはあるということです。従って本来ならば手続として幼稚園教育改革検討委員会でまず話をし、それから教育委員会、これは町の方向性ですから最終的には町の政策会議で町的意思決定という順番で手続を取るのですが、幼稚園教育改革検討委員会の皆さんには申し訳なかったのですが、10月上旬の入園説明会という日付に合わせるためには、検討委員会を飛ばしてしましまして、ここで教育委員会として協議して頂いて、今後小磯幼稚園の21年の統合という方向性について皆様方のご意見を聞きながら協議して頂きたいということで、お願いすることとしておりました。

それで最初に戻りまして9月4日に届出のありましたこの計画は、お手元にありますように101戸というかなりの大きさのマンションです。その中には、ジェットスキー置場であるとか、サーフボード置場であるとか、かなりファミリーというかヤングの世代を想定した構想が見ることが出来ます。さらにまちづくり課で対応したのですが、このマンションはファミ

リー向けであると説明があったと報告を受けております。このマンションができる小磯の統合の前提条件である従来からの予測である横這いから漸減、現在の人件数だけで言えば、大磯幼稚園に統合しても大磯幼稚園の中に全部入ることができます。漸減するだろうという予測のもとにおいて、昨年の結論を出したのですが、こういう形での大型マンションができますと、小磯が横這いから減ではなくて増えていく可能性を持っているというのがまず第1です。先程課長がふれましたが、今度は大磯の方でも開発構想の届出は出ていないのですが、代官山マンション、それから大磯幼稚園の近くにある日産ディーゼルの研究所とその近くのマンション計画がありまして、かなり具体化しつつあるという現状にあります。従って大磯は現在8クラス対応の幼稚園で、6クラスになっているのですが、この2クラス余っているのも余らなくなる可能性もある。一体これで園児が何人来るのかというのは現段階で予測が付きません。大磯プレイスなどは会社をリタイアした人たちが多かったので、現在幼稚園児はゼロです。ですからゼロの可能性もある。しかし、ファミリー向けで来る可能性もある。という状況ではここで数年後特に3年4年後、5年後の大磯の幼稚園の動向が見えない中で、21年統合をやってしまうのは、やはり無責任ではないかという気持ちがありまして、私は教育委員の一人として、ここで皆様方に話の提案をしたいと思うのです。当面の間、園児の動向が決まる間様子を見たい。

それから町の基本方針は、幼稚園の統合という形で、将来的には大磯1、国府地区1という町の方針なのですが、一応教育委員会としては、そのように平成17年度までは21年統合になっていたのですが、園児の動向が混沌とした状況の中では、教育委員会としては責任を持って幼稚園児の幼稚園教育に従事できないということで、当面の間これを延期するという事を教育委員の一人として皆様に提案させて頂いて、皆様にご討議して頂きたいと思います。

これは町の基本方針ですので、ここで協議して頂いて、町の政策会議に上げていきたいと思っております。今日は原案といいますか、皆様方に提案させて頂きました。

(質疑応答)

委員長) ただ今、事務局から説明がありました。大磯町立幼稚園の今後の方向性について、ご協議をお願いいたします。

教育長) マンションの間取りが分かると大分ファミリー向けかが分かるのですが、現在間取りが分かりませんので、そこから推測することは、このマンションについては分かりません。

委員長) お手持ちのデータからはっきりした予測数値が出せない状況にあるというのが実情であるということですね。

教育長) ですから私としてもゼロの可能性も否定できません。それから何十人単位で増える可能性もあるという動向では21年統合というのは無責任ではないかという気持ちになっているということで、はっきりしてから横這いから漸減である見通しが立った段階でもう1度判断した方がいいのではない

かと思えます。

委員長) 企業にしろ、行政にしろ、信頼性の高い予測データを持って、計画を作らなければいけないところに、意外にもこういう人口のましてや子どもの予測が難しいということと、最近になって大磯の町の中に人の動きや建物の動きが、かなりあるというのが、実情のようですがいかがですか。

石塚委員) 私の意見を述べさせて頂きたいのですが、今教育長が申された件に関して、行政から方向付けが出ているのが、21年に小磯幼稚園の統合だと聞いております。期間的に3年保育を考えたときに猶予が2年しかないということについて、非常に無理がある。従って当面の間延期。当面ということについては議論する余地があると思いますが、延期ということについては、賛成したいと思えます。マンションが1つできたからどうするのか、更にもう1つできたらどうするのかというように、ふらふらしないように、これを機会にじっくり教育委員会を中心に関係部門と将来どうするのか、「今幼稚園検討委員会その他で議論を集めて、皆様のご意見をまとめている段階だろうと思えますが、」早急にそれを反映させた将来ビジョンというか、将来教育・幼稚園教育のビジョンを早急に作るべきだと思います。

今年の3月、教育長が「わが町の教育」というのを書かれています。大磯町の将来ビジョンをこれを骨子にして作るべきだと思います。保育料の安さだとか、地域や保護者との連携、幼小中の事実上の一貫教育、幼稚園教育の伝統、こういったことを残しながら、これからの大磯町の幼稚園のあるべき姿を考えていったらいいのではないかと思います。ただこの統合の話が出てきたのは財政的問題も大きいのだらうと思えます。そうした財政問題も解決しながら、道はあるのか、ないのか、その辺のところを議論しながら早急に将来方向を考えるべきだらうと思えます。今年の春に頂いたデータを見ても大磯町の幼稚園児の数は増えています。平成17年から18年、それから18年から19年にまた増えるとなると、統合したが園舎が足りなくなると新しく建てるのでは、統合の意味がだんだん薄らいでいく。ですから早急に一つの方向性を示されたものも時間と共に変化していきますから、早急に将来方向を見定めて、考えていかなければいけない。それには相当時間を早めてやっていかないと、間に合わない気がします。

原田委員) 今まで1年から2年間討議されていると思いますが、方向性を出すにあたって、将来の大磯町内における園児数の予測を踏まえて、こうしようということで、きたのだと思えます。平成18年、19年、20年というシュミレーションができますと、数を予想して、今までこういう傾向できているからこうなるというように、1つのマンションができるということで、そういった方向性を大幅に変えるほど人数の増減があるかどうかです。

特に今マンションについては都心部であるとか、市の中心部とか、駅の近くとかということで、大磯、平塚など特に平塚にマンションが増えています。そういう中でそういったところで通園の年代にある子どもさん方がどれ位増加しているのか。このあたりはある程度見越した上で方向性を考えた方がいいのではないかと思います。確かにこれがあるから今までの方向性は修正しますということではなくて、今後予想される増減、或いは幼稚

園教育をどうするのかというところの討議をもう一度やった方がいいと思います。ただ単にこのマンションができるから、それを検討するというだけではあまりにも拙速すぎるし、お粗末かなという感じがします。今まで討議していたことは何だったのかという事になると思います。

清田委員) このマンション計画が大磯町に受理されたということは、確実に計画が進行するということですね。

教育長) 土地の所有者は、日本綜合地所が持っております。マンションの開発構想の届出書というのは、こういうのを建てたいのですという業者側の意見ですから、猛烈な反対運動が起きるとか、日本綜合地所が突然倒産してしまうとか、あり得る訳ですから、あくまでも計画という風に理解した方がよろしいかと思います。日本綜合地所のこの近辺の動きを見ますと、最近平塚にも作りましたし、葉山にも作っているので、海岸線一体にマンション計画を東から西に向かって確実に建てているという実績はあります。

清田委員) この計画での間取りがはっきりしていない訳です。これがもう少しはつきりすればどんな層が多いとか判ると思いますが、検討するのに資料不足かなという感じがするのですが、いづれにしても10月の中旬に幼稚園の説明会を開かなければいけない訳ですから、将来的なビジョンもそうですが、そこまでまとまるというのは大変だと思いますので、当面出来上がった段階で入居者の中に幼稚園のお子さんが何人いるのか、すぐには予測できませんが、可能性もある訳ですから、21年からもうストップですということになった場合には、幼稚園児がすごく増えたことになる、またこれが後手に廻ってしまう形になります。ですから将来的ビジョンは必要なのですが、とりあえず仕方が無い。前提が覆ってきたという形になりますので、できればしばらく様子を見る形を取らなければいけないと思います。できるだけ早くマンションの資料を集めて頂いて、今後どうなるか、当分はしばらく延ばした形で、早急に資料を集めて頂きたいと思います。

委員長) 私の意見といたしまして、きっかけは西小磯の町屋のマンションということで出てきて、ある程度ファミリーなところだと思いますが、一個一個マンション計画が起きるたびに、全体計画を変えなければいけないというのは、情けないと思います。十分に議論されていなかったのではないかと、子どもの動向の難しさ、推測が現状の延長線上の曲線で予測できない状況になった。このマンション1個だけの問題ではないと思います。東小磯と西小磯一帯に別のマンションができそうなのと、また東小磯・西小磯あたりは一戸建ての家が増えていまして、子どもがたくさんいます。数年前は子どもの声など聞こえなかったのが、小さい子がよく遊んでいます。子どもたちがたくさん増えたと実感しております。これは、1個のマンションに対応するためだけでなく、予測に含まれていなかった数値も問題にする必要があるのではないかと思います。

それと町の活性化というか、大磯に若い家族が引っ越してきていると思います。あるいはリタイヤの方が来て下さっているというのは、広い意味での自然環境がいいからという理由だと思います。さらにこれからは子育てをされる方には、教育環境としてもいいと、だから住み続けようと言って



もらえるようにしないといけないと思います。それが、今はそういうる情況には無いと思うのですが。その時に彼らの第一歩であります幼稚園や保育園について町にはあまり明確な方向が出ていなくて、ましてやよく聞くと幼稚園問題で西も東も何だか大問題があるらしくて不安、越して来て失敗したかなと言われる様では困ると思います。

当面の話、仮に大磯幼稚園に統合した場合に、部屋が足りなくなっただけプレハブを作ることになったら、対応のための人と費用は、現在の町の行政の予算削減方針に反することになります。ましてや教育委員会としては国府の方の幼稚園の大問題を抱えている時に、なるべくそこに集中できる状況にしておくべきだと思いますので、大磯地区では統合しなければ充分確保された場所がある訳ですから、特別お金が掛かる訳でもなく、保護者も安心している場所だと思いますので、当面状況を見るのが利口な判断かだと思います。当面が何時までなのかというと、あまり問題を先延ばしにするだけだということにならないようにしなければいけないと思います。全体的に見て、判断として取っておいた方がいいのではないか、大磯の教育のビジョン方針についてより明確に住民の方々の意識が出てくるとと思いますので、今はより内容を高めていく機会にして頂きたいと思います。あまり住民・保護者の不安を増長する情況は作らない方がよいと思います。

石塚委員) この問題については、慎重に対応した方がいいと思います。今委員長の話にありましたように、統合の問題が出たことについては、財政改善を町としてしなければいけない。1億強の補填を少しでも少なくするために統合したいということでした。

統合の結果どれ位金銭的に改善が進むのかと聞いたところ、500万円位だろうということ。これは甚だ少ない金額ですが、今町の財政が逼迫している中で、500万円も大金でしょう。これを上回るような理由でないと、行政としても、議会としても一つの方向付けを変更する訳ですから、ただ1つのマンションができ、園児も増えるという理由で、暫くということ、甚だ寂しい限りです。大磯町の4幼稚園の全体の計画を現時点で捉えて、もう一度確認すべきでしょう。関係者、保護者の皆さん、幼稚園の子供たちのことを考えると、2年で終わるのか、3年までいられるのか心配しながら、ということ、避けていくべきだと思います。

やはり財政資金の改善と、神奈川県下では、公立幼稚園に通っているのは3%で、3%だからこれからは民営化の方向だろうと短絡的にいくのではなくて、残り少ない貴重なものを大磯町で守れないのかということも、もう一度真剣に考えて、それでもだめなら、ということになりますけれど、まだまだ考える知恵が残っているような気がします。幼稚園の財政改善、町立幼稚園の魅力作り、3番目には時間が掛かりますが、将来どういう格好が望ましいのか、腹を割って関係機関が集まって決める。この3つを早急に決めて判断する以外にないと思います。

教育長) 大磯はもともと元々大磯幼稚園と西は国府幼稚園で、それぞれ1つずつあって、いわゆる団塊の世代が増えていく過程の中で子どもが増えていく。その中で小磯ができて、月京ができて4園体制になっていった。計画の最

初の段階では、公立は公立で維持していきます。しかし人口が増えた時には、増やしましたけれども、人口が減ってきましたから2園体制に戻しましょうかという発想があったのですが、今は国の方も認定子ども園という形で幼保一元化の考え方もありますし、幼稚園教育と保育園の違い、公立と私立の違い、いったいそれはどういう形で子どもを教育したら良いのか、あるべき姿を大磯独自で作っていかねばいけないし、単に人数が減ってきたから、その都度戻しますという発想法だけではないといったものが必要であることは十分認識しています。

原田委員) ただ小磯幼稚園については、他の地域と違い、西小磯の国道沿道を除く北側一帯が市街化調整区域ということがあり、人口的な部分から言えば、宅地開発その他が不可能な地域ですから、住まいを建てるということも市街化調整区域はできません。そのような点から考えますと急増はないと十分考えられますけれども、先般、国府本郷で、市街化区域の農地(畑)を宅地開発して、18戸の住宅が増加し、それが僅かな期間で売れて、もう住んでいるのが現に起こっている。ですから本郷だけでなく、西小磯地域以外は、あちこち大磯の地域でも起こっている訳です。ですからマンション1棟で右往左往しない方がいいのかと思います。そういう意味で適当な期間をおいて十分検討し尽してデータを取って決定したらどうでしょうか。

委員長) それでは協議は終了したいと思います。各委員の意見といたしましては、この1個のマンションができるからという理由付けでなく、状況を一度、データを取りながら、今一度考え直すというか、計画をもう一回練り直すということで、統合をやめたという訳ではなく、当面の間、動向がはっきりするまで、見通しを明確にした上で、計画をはっきりさせたいということだと思います。ですから慎重な対応をお願いしたい。というのが本日の協議の結果だと思いますので、それを真摯に受け止めて対応をお願いしたいと思います。

## 報告事項第1号 平成18年大磯町議会9月定例会について

教育次長) 報告事項第1号、平成18年大磯町議会9月定例会につきまして、報告いたします。ご承知のとおり9月定例会につきましては、9月27日が最終日ということで、まだ終了しておりません。従いまして審議が終了したものについてご報告させていただきます。それではお手元にご置きます資料に基づきまして、条例改正と補正予算は私から、一般質問については教育長の方から報告いたしますので、よろしくお願いたします。

条例改正につきましては、第4回の定例会におきまして、議案第10号として付議して、ご承認頂いたものでございます。いわゆる刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴いまして、「監獄」という字句を「刑事施設」に改めるというものでございまして、9月1日の議会初日に議案第36号といたしまして上程して、賛成多数で可決しております。

次のページが補正予算の関係でございまして、補正予算につきましても、第5回の定例会におきまして、議案第12号として皆様方に付議して、承認

頂いたものでございます。中学校の部活動補助金の増、関東・全国大会の出場に伴う補助金の増でございますが、9月1日初日に議案第46号としまして上程して、賛成多数で可決しております。

教育長) 一般質問は私の方から報告させて頂きたいと思えます。

まず1ページ目の奥津勝子議員の「中学校への注文弁当方式」についての質問がありました。この近辺では、平塚・藤沢の一部、秦野・伊勢原の中学校で注文弁当方式というのを採っております。中学校の完全給食を実施しているのは、神奈川は非常に少なく、家庭から弁当を作って持ってきている状況の中で、保護者の間から様々な形で弁当を作り難い状況という家庭から、注文弁当方式の要求がでてきています。生徒の側の方も、保護者の方も愛情のこもった弁当の良さを実感していることとか、週に1・2回はパンの販売を行っていることであるとか、様々な理由がありまして、一応、大磯町教育委員会といたしましては、校長園長会等で話題としていただいて、各校の保護者と学校側でアンケートを取るなりして、学校単位で検討して頂きたいというお願いをしているところです。そういう説明をさせて頂きました。

2問目の方に教育委員会と保護者との意見交換の場という質問がありましたが、この弁当方式につきましては、大磯町PTA連絡協議会・通称磯P連というのですが、その場所におきまして、中学校の関係者の方々、会長を初めとする方々とも接触をしまして、先生方とも連絡を取りながら今後意見交換をして、この問題についての取り組みをしていきたいと思えます。食育の関係からすると米飯、お米を食べることというのが、食育推進基本計画にも謳われておりますので、その辺についての配慮というのは、教育委員会の課題として認識しているというような話をさせて頂きました。

3ページ目の竹内恵美子議員の駐車場の問題、2番目にありますが、駐車料につきましては、平成18年4月から先生方が学校内駐車料金を取らせて頂いておりますが、これについては、一般財源という町にお金を入れておりますので、教育委員会が自由に使えるお金ではないこと。しかしながら、財政の方には配慮して頂きたいとお願いをしていることを説明させて頂きました。それから3番目の「幼稚園、保育園の幼児教育のあり方について」ということなのですが、これはかなり抽象的な質問でございましたので、我々としては、現在3才児教育を実施していること。地域の実情に合わせた公立幼稚園としての取り組みをしていること。今後は預かり保育を含めた認定子ども園という国の方針がありますので、幼稚園の中に保育的な要素を取り入れるという取り組みを今後していきたいという説明をさせて頂きました。

それから山口陽一議員の6「教育環境は充実したか」という質問がありましたが、直接教育長に対する質問ではなかったもので、町長の方で教育委員会の学校施設の整備、或いは改修状況、或いはソフト面で幼稚園の3才児保育であるとか、小学校における補助員の配置であるとか、部活動の指導者派遣事業であるとか、或いは生涯学習関係でのスポーツ振興等の具体的なハード・ソフトを町長の方から説明させて頂きました。

7 ページ目の鈴木京子議員の3「影響のある福祉・教育分野の施策は」については、私立幼稚園の就園補助金であるとか、町立幼稚園の保育料及び入園料の減免措置の住民税を根拠とする対象者の認定方法であるとか、或いは配偶者控除の廃止に伴う国の補助金の限度額の問題とか、かなり事務的な要素が強いものがありまして、それを簡単に説明させて頂いた後、結論としては、税制控除に伴う急激な負担増はなく、その影響は殆どないと説明させて頂きました。

それから3番目の3「旧吉田邸東側の更地開発の見通しと、小磯幼稚園統廃合の関連は」という質問でございますが、この質問に対しては、今日も協議して頂いた訳ですが、従来は、21年度に統合という基本方針、方向性が出ておりますけれども、大磯地区・小磯地区の幼児の園児数の前提条件である、園児数が横這いしないしは漸減にあるということが変わる可能性があるもので、柔軟に対応していきたいというお答えをさせて頂いて、今日の協議に至ったということです。

11番の浅輪いつ子議員についても、直接的に私が答弁したものではないのですが、給食の関係の問題で石鹼の使用であるとか質問がありました。教育委員会としては、できる限り石鹼を使用する方向で取り組みをしたい。ただ一部汚れの落ちない給食の設備の中に合成洗剤を使わざるを得ない機種がありますので、今後は機種を交換する時に、石鹼対応の機種を導入したいという形での石鹼推進という方向性を考えていると話をさせて頂きました。以上です。

(質疑応答)

原田委員) 報告事項第1号ということで、議案第36号条例の一部を改正する条例について「上記は原本と相違ない。平成18年9月12日大磯町議会議長 熊木博」とありますが、6月議会で熊木さんは不信任案を可決されているということですが、現在も議長の職にあるのでしょうか。

教育次長) 現在も議長の職でございます。

原田委員) その不信任案を可決され、その後、反対の決議がされたということですね。

教育次長) 不信任案の決議はされましたが、それで辞めなければならない訳ではありません。決議にそこまでの効力がないので、今の議長の席に留まっているということです。

委員長) ご理解頂けましたでしょうか。実情はそういうことのようなのです。

石塚委員) 3ページの竹内議員が質問された駐車料金の中で、徴収金の使途は、とあるのですが、「温泉入湯税はどうか」というのはどういう内容なのでしょう。

教育次長) これにつきましては、別の所属に対する質問でございます。

教育長) 教育委員会への質問ではないのですが、基本的には温泉入湯税も一般財源の扱いになっていると思います。

## 報告事項第2号 平成18年度中学校部活動、夏の大会結果について

学校教育課長) 報告事項第2号 平成18年度中学校部活動、夏の大会記録等の結果

について報告させていただきます。

8月定例会で、大磯中学校剣道部や卓球部、また、国府中学校ソフトテニス部や陸上競技部のように関東大会や全国大会出場等顕著な成績を収めた部活動につきましては、既にご報告させて頂いておりますが、今回は改めて夏の大会全般につきましてご報告させていただきます。資料をご覧ください。

どの部活動も日頃の練習の成果を発揮すべくベストを尽くしたようですが、県大会以上に駒を進めるのは大変のようでございます。

また、9月2日に行われた中郡陸上競技大会につきましては、県大会に出場する種目等を資料3に記載させて頂きました。なお、県の陸上競技大会は10月7日(土)に開催されることになっております。この陸上競技の県大会を最後に3年生にとっての中学校体育連盟関連の大会は終了します。すでに、一部の競技では1・2年生を中心にした新人戦が開催されているという状況でございます。

一方、運動部活動以外では、西湘吹奏楽コンクールで大磯中学校吹奏楽部が銅賞、国府中学校吹奏楽部が金賞を受賞し、国府中学校は県大会にも出場いたしました。以上でございます。

(質疑応答)

教育長) 磯中も国中も頑張っておりまして、全国・関東はもちろん、県大会に行くだけでもすごいわけで、そういう点では、磯中も国中も皆さん頑張ったと思います。

委員長) 私も3年間やらせて頂いた中でも一番いい成績かと思えます。音楽の吹奏楽の方もそうでしたし、運動関係では、特に今までは、ある種目の団体戦ばかりでしたが、今回はいくつもの種目で団体、かつ特筆すべきことは、個人でかなり良い成績を残していることは、いいことだと思います。

清田委員) 大変素晴らしい成績でいいなと思えます。スポーツだけでなく、音楽の方も強くなることで大変素晴らしいことだと思います。文武両道といえますか、できるだけスポーツと学業も頑張ってもらえばいいと思います。

小学校では、夏休み中の色々な提出物などあって、方々応募したりして、今頃から11月にかけて段々入賞の発表がある訳なのですが、是非スポーツだけでなく、他の面にも努力して頂けたらありがたいと思います。それともう一つ3ページにあります、県の陸上競技大会が10月7日にあるということで、先程の予算に関しまして、県大会ですから藤沢か横浜だと思いますが、その辺の旅費も一緒に入っていると思いますが、是非こちらも補填して頂けたらありがたいと思います。

委員長) 3月にまた表彰もありますから、大変だと思います。整理しておいた方がいいと思います。

教育長) 文化的な面も、スポーツの面も子どもたちは喜びに思う子もいますので、表彰するということは良いことだと思います。

原田委員) 私の子どもなどは、小学校時代に賞状を頂いて、いまだに残して飾っております。子どもにとっては励みになると思います。

その他

生涯学習課長) その他事項として、生涯学習課よりご報告いたします。

2点ありまして、O I S Oチャレンジフェスティバル 2006 と第53回おおいそ文化祭、の開催についての2点でございます。

始めに、O I S Oチャレンジフェスティバル2006ですが、カラー刷りのチラシをご覧いただきたいと思います。

本件の事業につきましては、第3回目になりますが、第1回目は、雨のため中止となりましたので、事業実施は、実質上、第2回目となります。

今年度は、10月1日、日曜日、午前10時から午後3時までの開催となります。

場所は、昨年度と同様に大磯運動公園で行い、子どもからお年よりの方まで、また、スポーツしていない方から熟練者の方まで、誰もが楽しくスポーツを体験できるイベントとして、多くの方がこのスポーツイベントに参加し、興味を持っていただくことを目的としております。

また、各種関係団体等の方々の協力を中心に、町民の自主的なスポーツ振興の一助となることを目指しております。

イベント内容については、チラシの記載のとおりですが、ゲートボール等、一部のイベントを加えたほか、ほぼ昨年度と同様なメニューとなっております。

また、サッカー教室、ソフトボール教室、テニス教室なども併せて実施する予定となっております。

続きまして、第53回おおいそ文化祭の開催について、ご報告いたします。青のチラシをご覧いただきたいと思います。

今年度のおおいそ文化祭につきましては、町民の様々な文化活動を支援する一環として行うもので、町民の日頃の芸術、文化活動の発表、展示をすることにより、香り高い文化のまちづくりを推進することを目的としております。

日程につきましては、11月3日、金曜日と11月4日、土曜日の2日間、場所は、昨年同様「滄浪閣」で開催いたします。

また、地区開催分として国府支所の囲碁大会を含む町内の13地区で、10月21日から11月5日にかけて、併せて開催されます。主催は、大磯町・大磯町教育委員会となっております。共催は参加団体で組織する大磯町文化祭運営委員会となっております。内容につきましては、チラシを開いてご覧ください。

左側から下にかけて、それぞれ団体の配置になり、右側は、参加団体名と各団体の展示、発表する内容でございます。詳細は、記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

また、今年度の参加団体数は、展示部門で29団体、発表部門は、お茶会3団体を含む、22団体となっております。なお、このチラシは、案となっておりますが、9月25日開催の第3回大磯町文化祭運営委員会で最終的に決定する運びになっております。以上でございます。

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、平成18年度第7回については、10月25日水曜日、時間は9時30分、場所は本庁舎4階第1会議室で行います。平成18年度の第8回につきましては、11月22日水曜日、時間は9時30分、場所は郷土資料館で開催する予定でございます。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成18年10月25日

委員長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_